

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和2年5月臨時会

議案の 件名	議案第30号 専決処分事項について（交野市消防団員等公務災害 補償条例の一部を改正する条例）	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
交野市消防団員等公務災害補償条例は、非常勤消防団員に係る損害補償及び消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償並びに応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とするもの。		他市も同様に改正される。				
〈政策等を必要とする背景〉		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）において、補償基礎額については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）で定められている。給与法が改正され公安職俸給表が改定されること、また、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により法定利率が改定されることから実施する必要がある。		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈提案に至るまでの経緯〉						一般財源
<p>○「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第51号）（令和元年11月22日公布）により「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）が改正。</p> <p>○民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が令和2年4月1日に施行。</p> <p>○「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が令和2年3月27日に公布。同年4月1日に施行。</p>		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
〈市民参加の状況〉		〈総合計画等の整合〉				
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		“かたのサイズ”をめざす 像 （主要3つ）		66. 災害や事故、急病時の迅速な、適切な対応に備えている。 67. 火災や事故、犯罪が少なくなる。 68. 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている。		
		○その他の計画（該当する場合のみ）				
		計画名称				
		策定年度				
		計画期間				
		〈政策等の実施時期〉		令和2年4月1日		
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		消防本部	総務課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（条例改正概要、新旧対照表）		

専決処分事項報告について（交野市消防団員  
等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

1. 条例改正の目的

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）において、損害補償の基礎となる額（以下「補償基礎額」という。）については、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）で定められている。近年の社会経済状況を鑑み、給与法別表第4イ公安職俸給表（一）が改定されることに伴い、基準政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の補償基礎額について、所要の改正が行われること、また、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても所要の改正が行われるため、交野市消防団員等公務災害補償条例の一部についても同様の改正をする必要が生じたため改正を行うもの。

2. 条例一部改正案の概要

(1) 補償基礎額の改定

① 別表 補償基礎額表（第5条関係）

【現行】

(単位：円)

階級	勤続年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400	13,300	14,200
分団長及び副分団長	10,600	11,500	12,400
部長、班長及び団員	8,800	9,700	10,600

【改正後】

(単位：円)

階級	勤続年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,440</u>	<u>13,320</u>	14,200
分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>

② 第5条第2項関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げる。

(2) 法定利率の改正

障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改める。

なお、附則として、この条例の施行日以後に支給される傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用いたしますとともに、施行日前に支給される損害補償及び傷病補償年金等につきましては、なお従前の例によるものとするもの。

3. 施行日

令和2年4月1日



新	旧
<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の<u>事故発生日</u></p> <hr/> <p>において、他に生計のみちがなく主として、非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の<u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発症が確定した日若しくは診断により疾病の発症が確定した日</u>において、他に生計のみちがなく主として、非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年</p>

新	旧
<p>金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特別遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族</p>	<p>金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特別遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族</p>

新

補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

別表

補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

備考

1 事故発生日

\_\_\_\_\_に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した

旧

補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

別表

補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円

備考

1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生し



新	旧
<p>日の前日においてその者が属していた階級による。</p> <p>2 一の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。</p>	<p>た日の前日においてその者が属していた階級による。</p> <p>2 一の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。</p>